

E i w a N e w s

令和5年度税制改正大綱の概要

令和5年1月
(No. 210)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。
昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。
本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。
さて、昨年12月16日に令和5年度税制改正大綱が発表されました。
今回は、令和5年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 個人所得課税

NISA制度の見直し

令和6年1月より、NISA制度は以下のとおりとなります。

	(現行)つみたてNISA	(現行)一般NISA	新NISA
年間投資枠	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化
非課税保有限度額	800万円	600万円	合計1,800万円
口座開設期間	令和24年まで	令和10年まで	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した株式投信	上場株式、ETF、 REIT、株式投信	つみたて投資枠：現行のつみたてNISAと同様 成長投資枠：上場株式・投資信託等

[2] 消費課税

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る見直し

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより、課税事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。
- ② 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。
- ③ 売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。

[3] 資産課税

相続時精算課税についての見直し

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除（累計2,500万円）とは別途、課税価格から基礎控除として年間110万円を控除できることとなります。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされるその特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、この基礎控除110万円を控除した後の残額となります。

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用となります。

暦年贈与課税制度についての見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内（現行：3年以内）にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなります。

なお、その贈与により取得した財産のうち、その相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額となります。

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用となります。

[4] 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、法人税、所得税及びたばこ税について、令和6年以降の適切な時期より、以下の措置が講じられます。

①法人税

以下の新たな付加税が課されます。

$(\text{法人税額} - 500\text{万円}) \times 4 \sim 4.5\%$

②所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税が課されます。

また、復興特別所得税の税率が1%引下げられるとともに、課税期間が延長されます。

③たばこ税

段階的に3円/1本相当の引上げが実施されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。